

デイサービスセンター野の花 運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人社団 勝医会が開設するデイサービスセンター野の花(以下「事業所」という。)が行う指定通所介護及び第1号通所型事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従事者(以下「通所介護従事者」という。)が、要介護状態もしくは事業対象者に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1 事業所の通所介護従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 都道府県及び市区町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 デイサービスセンター野の花
- 2 所在地 深谷市東方1302番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名(常勤)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う

- 2 生活相談員 サービス提供時間数に応じて1名以上配置

生活相談員は、指定通所介護等の利用申込みに係る調整、通所介護計画又は第1号通所型事業に係るサービス計画(以下「通所介護計画等」という。)の作成を行う。

また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供にあたる。

- 3 介護職員 専従で常時5名以上配置

- 4 看護職員 1名以上配置

看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- 5 機能訓練指導員 1名以上配置

- 6 その他

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、12月31日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- ③ サービス提供時間 午前9時30分から午後3時35分までとする。

(指定通所介護、第1号通所型事業の利用定員)

第6条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

1日 35名

(指定通所介護、第1号通所型事業の内容及び利用料等)

第7条 指定通所介護及び第1号通所型事業の内容は次のとおりとし、指定通所介護及び第1号通所型事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護及び第1号通所型事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割・3割の額とする。

- ① 食事の提供
- ② 入浴(一般浴、個別浴、特別浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練
- ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎
- ⑥ 口腔機能向上

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護及び第1号通所型事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり 100円徴収する。

3 食費は、600円を徴収する。

4 おむつ代は、実費を徴収する。

5 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

6 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は、指定通所介護等の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、深谷市とする。

通常の実施区域外については、応相談。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行う。

(虐待の防止)

第12条 事業所は、利用者の権利擁護、虐待の発生を防止するための次のような措置を講じるものとする。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
 - ②虐待防止及び身体拘束のための指針を整備
 - ③虐待を防止するため及び身体拘束等の適正化のための定期的な研修の実施
 - ④成年後見制度の利用促進
 - ⑤苦情解決体制の整備
 - ⑥前⑤項に掲げる措置を適切に実施するための責任者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に虐待を受けたと思われる利用者を発見したときは、速やかに市町村に通報するものとする

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
 - ② 継続研修 年1回以上
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人社団 勝医会の理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- この規程は、平成19年9月1日から施行する。
- この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- この規程は、平成20年7月1日から施行する。
- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成22年6月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- この規程は、平成30年8月1日から施行する。
- この規定は、令和2年10月1日から施行する。
- この規定は、令和4年7月1日から施行する。
- この規定は、令和6年4月1日から施行する。